

議第 46 号

下呂市手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）が改正され、当市においても政令の標準に合わせた手数料の改正を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例

下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）	備考	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）	備考
1～7（略）						1～7（略）					
8 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第16条に規定する砂利採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料	1 件につき	33,900		8 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第16条に規定する砂利採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料	1 件につき	37,000	
	2 法第20条第1項に規定する砂利採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料	1 件につき	15,000			2 法第20条第1項に規定する砂利採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料	1 件につき	17,000	
9（略）						9（略）					
（注）						（注）					

改正後	改正前
1～5 (略)	1～5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市手数料条例別表第 1 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に申請する手数料について適用し、同日前の手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）が改正され、
当市においても政令の標準に合わせた手数料の改正を行うため、当該条例の一部を改
正するものです。

2. 概要

- (1) 当該条例に規定されている、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に規定する
砂利採取計画の認可及び変更認可の申請に係る手数料を改めます。

（別表第 1 関係）

- (2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

- (3) 改正後の手数料は、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請に係る手数料に適用し、それ
以前の申請に係る手数料については、従前のおりとします。

（附則第 2 項関係）